

ザ・パスポート

2

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター 気付 電話03(591)1-301
郵便振替 東京2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円(送料70円)年12回分3000円

本論題は被相應せぬものとされ、本問題を
京陪の海相がほくほくしておられる由故に
古式の御文書のままであるが、御文書は
大手先の手紙である。被相が御文書に十数
通あるうちでも最も古いのが、その御文書
の中の手紙は五代後醍醐天皇の御文書
である。これより良き御文書が、十一世中見つかる。
「本件の御文書は必ず其の元から出で
来たものであつて、その御文書は、ハサカ水
神としての御文書である。」と云ふ事
である。御文書を本、十一世中見つかる。

次に、その御文書が、本件の御文書である
事は、それが、ハサカ水神としての御文書
である。御文書を本、十一世中見つかる。
「本件の御文書は必ず其の元から出で
来たものであつて、その御文書は、ハサカ水
神としての御文書である。」と云ふ事
である。御文書を本、十一世中見つかる。

This passport is valid
for all countries and areas except
the Democratic People's
Republic of Korea.

毎週木曜日開廷の予定 (大晦日除く)
第1回 1月19日 (木)
第2回 1月26日 (木)
第3回 2月2日 (水)
第4回 2月8日 (水)
第5回 2月15日 (水)
第6回 2月22日 (水)
第7回 2月29日 (水)
第8回 3月6日 (水)
第9回 3月13日 (水)
第10回 3月20日 (水)
第11回 3月27日 (水)
第12回 3月29日 (水)

時間はいずれも午後1時開廷 (12時30分より抽選がある場合もあります。)

丸岡さんからの手紙

前略

☆受け取った物。十二・六に「しえんれんニュース86号」を受取りました。今は5日間で入ったようです。十二・一にはHさんから切花を差入れていただきました。十二・二にHさんから半てんを差入れていただきました。皆さんによろしくお伝え下さい。

★十二月に入つて

あつという間に一年が過ぎてしましました。しかしけたくその悪い二度目の冬です。十二月になるまでは靴下をはくまでもやけになり始めたので月下旬にその決意はダウソーンしました。東京程度の寒さなら大丈夫と思ったのですが。まだ三十才台ではあるのですが、二十才台の時のようにはまいりません。あの奥平兄弟が、京都の底冷えの寒さの中で、雪の日でも下宿屋の戸を開け放つたまま（実は閉ま

らない）で居たのを思いだします。

きっと想像し難いでしょうが、レバノンの冬を紹介しておきます。以前に書いたかもしませんが。レバノンの冬は海岸線に居れば東京より暖かく、山に入る

といれば、ストーブがなくとも耐えな

いことはありませんが、山にいるとだめ

です。海では十一月末まで、冷たくてだ

んだん筋肉がこわばつてきますが、泳ご

うと思えば泳げます。ところが山に入る

とストーブなしでは地獄のような寒さで

す。今は内戦で使えませんが、スキー場

もあります。豪雪時にはなだれで死者が

出たりもします。確か七・八年前だった

と思いますが、日本大使館員が雪のため

に峠が封鎖されているにもかかわらず、

車での突破をはかり、途中で閉じ込めら

れて凍死しています。中東を見くびるか

ら自業自得です。

高原では十二月から雪が降り始めます。

もつとも零下四・五度までなので、砂のような雪ではなく、東京などの雪と同じ

ベタつくやつです。積雪量は十cm～二十

cmといつたところでしょう。山岳部はも

ります。高原では耳がちぎれるほどではないですが、山岳部に入ると相当なものです。夏は四十℃ほどの暑さなのですが、その差はすさまじいものです。

中東は砂漠というイメージが日本人には強いでしょうが、レバノンとパレスチナはそうではありません。レバノンは南下すればするほど見事な景観です。パレスチナが”乳と蜜の流れる地”と言われています。今は内戦で使えませんが、スキー場はイスラエルが砂漠を緑の地に変えたと書いてありました。そうではなく、シオニストが緑の地を略奪しただけです。一度は行かれることがあります。すばらしい所です。

★演歌「望郷」について

ついにと言いますか、ラジオの歌謡番組を聞いていてびっくりしましたが、「北方領土」の歌が生懲りもなく演歌として登場しています。浅倉ゆみ子の『望郷』という歌で、作詞がとりいみのるというらしい。四島の名を挙げ、我々の土地だという代物です。

日本では右翼ファシストから、一部の新左翼にいたるまで「北方領土返還」を叫んでいますが、重要な視点を欠落させています。

第一に、日本が「千島」列島のみならず、北海道の領有権主張の資格を有していないこと。領有権はアイヌ民族にあること。第二に、米帝との単独講和を日本が行ない、ソビエト連邦との平和条約を未だに締結していないこと、そればかりか、ソ連敵対政策を一貫して取り続け、日米帝軍の前進基地が北海道、東北に集中し、統合司令部は米帝軍下にあること、ソ連は元々、平和条約締結により、二島「返還」を表明しており、そもそも日本

側に領有権主張の権利はないし、それでも主張するならば四島の管理は連合国協定によるものであり、米国にもその責任があること。以上から言えることは、アイヌ民族から土地を奪つておきながら「北方領土」を語ることは「盗つ人猛々しい」というやつです。

今年六月に、日本国外務省はアイヌ民族とソ連少数民族の合弁事業（クナシリ沖でのドナルドソン養殖）に対して難くせをつけ、不当干渉しました。同時に右翼ファシストを雇いウタリ漁業生産組合員に対する脅迫を加えたり漁船の放火などを行わせたり、様々な圧力を加え、「アイヌ新法」の成立に不利になるとの脅迫も加え、中止に至らせました。沙流川ダム建設など日本の独占資本はアイヌからの徹底した収奪をやっています。数百年に及ぶアイヌ民族に対する侵略とシベリア出兵によるソビエト人民八万人以上の虐殺の日本が「北方領土」を語る資格は一切有りません。

演歌で「北方領土」を扱うことの意味

は、~~×~~に呼応した動きであり、偏狭な「民族」意識を高め、ソ連の平和攻勢に対し平和で応えず、軍事力の強化で応え、米帝の後押しを受け「北方領土」問題を安保問題にも結びつけ、国際問題にしようとする竹下内閣の小細工の一貫として見るべきでしょう。人民のイデオロギー支配としてのヒロヒト賛美だけでなく、大衆文化においても強めようとするものです。教育支配、情報管理と反動化がすすむ中で、最終段階としてヒロヒト賛美、文化管理があります。

この情勢下で「北方領土」が危険なのは、日共、新左翼まで含めて、敵の論理に一部組み込まれてしまっていることです。左翼が北方領土返還を自民党政権と同レベルで語ることでないにしても、その主張は民族排外主義を大衆に煽り、社会排外主義となるものです。第二インターが帝国主義間戦争を祖国防衛戦争と規定し、社会排外主義に陥つたように。領土問題の解決は隣接民族との友好、信頼の下に解決されるべきあり、「北方」を

言う前に、米軍基地をまず撤去し、日本の完全な主権の確立、非同盟中立をまず樹立せよ。アイヌ、琉球人民の民族自決権を承認せよ。在日朝鮮、中国人民の日本人と対等の権利を認めよ。ソ連に対する敵対を止め善隣友好関係を樹立せよ。これらが領土問題に関する日本の革命勢力のスローガンでなければなりません。日本の左翼が「スターリン批判」「反社帝」「大主義批判」をするのに味方なのでとや角は言いませんが、無自覚に「北方領土返還」を叫ぶことは帝国主義の反共反ソキヤンペーンの補完をすることにしかなりません。「北方領土」問題に固執することは戦前からの日本人に植えつけられた反ソ観に迎合するものでしかなく、敵の反共イデオロギー支配を容認することになります。「北方領土」問題を中心課題にしようとする自民党反動政権の策謀を許してはなりません。たとえたかが歌謡曲であっても、されど歌謡曲であり見過ごすことはできません。そ

うは言つても私が獄中でできることは、

ただこの歌がヒットチャートにならないことを願うのみですが。

★ガサについて

①聞くところによると、十二月十二日夕に、例のガサ国賠裁判の前夜パーティーがあるようですね。会費二千円ですが是非参加したいと思います。（思うことは

東拘も禁じれない、ザマアミロ、ダボッ）十二月十三日午前に公判とは、私もその時刻には地裁に居るので、参加するつもりで考えています。ついでと言えば失礼ですが、五月発行のパンフ『ザ・ガサ』に誤解されている箇所があるので指摘しておきます。それは座談会のF氏が「丸岡氏が逮捕された時に、彼が今まで赤軍関係と思われないいろんな市民運動家の連絡先を持っていたってのがあって……」（P.10）と語られてますがこれはマスコミによる意図的で悪質なデマです。もちろんF氏の責任ではありませんが、C氏共々、そうではなかつたことを了解していただきたいと思います。名簿の類は押

取されていませんし、関連づける物品も供述も一切ありません。そして何度も表明しますが、私の被逮捕とガサの口実にされたことについて、ガサを受けた人々のみならず、すべての鬭っている人々に深く自己批判します。

そして、ガサ被害者の皆さんのが賠償の方向を支持します。私が述べると、

有難迷惑になるでしょうが、不当なことは不当なのであえて公言します。『ザ・ガサ』には、広く大衆に権力の意図を暴き、挫ぎ、長期に構え、幻想を持たず、広告的宣伝効果と同時にやっていく人達がおもしろくなるような裁判にするところがあります。

それは座談会のF氏が「丸岡氏が逮捕された時に、彼が今まで赤軍関係と思われないいろんな市民運動家の連絡先を持っていたってのがあって……」（P.10）と語られてますがこれはマスコミによる意図的で悪質なデマです。もちろんF氏の責任ではありませんが、C氏共々、そうではなかつたことを了解して

②十一月八日に大阪と東京の四ヶ所で、

ガサがあつたとに驚いています。天皇パロディーのビラが東京のマンションの郵便受けに放り込まれていただけで、被疑者氏名不詳のままに「建造物侵入罪」とは、チリ・ファシストのピノチエットもあのK C I Aもビックリのガサです。それに何と令状請求者があのギヨロ目四十肩の根本忠正ではありませんか。こいつは私の尋問の責任係長で二十一日の深夜の逮捕後の二十二日の朝にもう登場してきた男で、新左翼専門です。年齢は五十にもう近く新潟県阿賀野川上流の農家の倅で、中東出張の経験者でもあり、ノンキヤリア組公安の中では出世組の奴です。いつも青っぽい背広を着、趣味の悪いネクタイをしています。「私を逃がせ」と要求すると、自分の家族が路頭に迷うからダメだと断つた奴です。(まあ、あたり前ですが)。私の旅券法被疑の調べの後は上の階(14階)に引っ込み、後ろで指揮をしていた男で、公たちにみかん、リボビタンの差入れなどをやつしていました。

なぜこの男が天皇ビラで出て来たのか不思議です。簡裁のチンピラの裁判官もあの悪名高き公安の手先へつまり犬の犬高橋省吾とは。このガサは去年十二月からの一連のガサとは比較のしようがないほどの無茶苦茶な暴挙です。このやり方が通用するのであれば、もう誰であろうといつでもガサができるようになってしまします。ついに来る所までやつて来たという感じです。これはただ国家賠償だけでなく、日共がやるようあらゆる合法的手段を駆使してやるべきだと思います。

簡裁もかんでいるので法的に通用するのかどうかわかりませんが、権力濫用罪での検察官への告発、不審判請求、記者会見、国家法務委員会、日弁連人権委員会、国連人権委員会への救済要請、日本のマスコミがダメならプレスセンター記者クラブでの記者会見、国内外新聞紙への投書などやるべきです。

我が左翼は検察は警察と同じだからとしまいますが、不当なことは不当として徹底してやらなければ、こちらが警察ファシストのやり方に慣らされてしまします。結果がわかっているからやらなければなく、わかつているこれからこそ幻想を持たないでやつていくことができます。人々に少しでも民主主義の逆行の実態を知らせることが、眞の民主主義を実現する力になります。宇賀神氏が書いておられたが、「自肃」ムードだからこそ「自肃反対」の集会、デモだけでなく、「祭り」で騒ぐのもりっぱな反対の意思表示です。こういう柔軟さこそ必要です。

国会での尋問もすぐ社会党の議員になりますが、それは当然としても、自民党、公明党の議員に個人的にやつてもらうようにするのもおもしろいはずです。

泣き寝入りは警察ファシストの思つぽです。こいつらは大阪で「シンナー遊び」の少年一人を十二・三に殴り殺しています。今回のガサでやられた方々の顔ぶれだと柔軟で根性のある方達だから、

おもしろいことをやられるだらうと期待しています。右翼ファシストの無我利道場襲撃にしても警察が建造物損壊致傷にしたのに抗議するだけでなく、殺人未遂で検察に告訴し、結果は見えてるので付審判請求の準備をし、損害賠償、慰謝料請求の民事裁判もやり、先に先に運動を拡げ、大衆の力を組織、動員することが重要だと思います。もつとも私のような人間が言う前に、ムガリの皆さんは様々な反撃をやられていることでしょう。普通の左翼（社共ではない）はこういう時に権力の本質を先に先に見る分、ブルジョア法も総動員することに苦手です。重要なことはそれだけに頼ってしまうのではなく、大衆的な運動をつくることだと思います。

警察の盗聴行為は六十年代後半には新左翼に対して露骨に行われていましたが、発表するだけで今回の日共のように法廷闘争に持ち込みませんでした。そのつけが日共に回り、住民運動に回ったのです。日共の検察への告訴と法廷闘争は、公

安責任者と実行者の処罰にいたりはしませんでしたが、人民に知らせる点ではおきな役割を果たしたし、警察庁は「過ぎ直りましたが逆に「盗聴は違法である」と認めさせられたわけだし、警察庁長官を早期退陣させた事は、警察ファシスト達には屈辱であつたはずです。

天皇パロディービラのガサに話をもどせば、ビラをマンションやビルの郵便受けに入れることが建造物侵入になるのであれば、全国の何百万人もいるセールス員を逮捕せねばなりません。食堂にお金を持たずに入つて食事をした場合、持つていなきことを初めから知っていた時は詐欺罪に問われますが、持つていると思いつんでいた時には無罪になるのが近づきます。ビラはそのまま良いが、自民党の候補のは抜いて捨ててしまえ」でした。これが自民党の選挙運動のやり方です。連中は党内でのランクが重要であり、派閥間の競争はすさまじいものです。ついでに書いておくと、投票日に帰郷中の大学寮の学生達の投票用紙が十枚ほど流れてきて、一人一人の名前と寮の住所を覚え、運動員の一人一人がなりすまし、勝手に投票することもやらされました。私は指

政党、団体に対する弾圧が無制限になってしまいます。絶対に許すべきではありません。

私はかつて敵の学習の為に公選法規定の一目四〇〇円である市の自民党市会議員（名前をはつきり覚えていないが、今中曾根派の若手大物かも知れない）の選挙の運動員をやつた事がありますが、ビラは団地の入り口にある集合のではなく、各戸のドアの郵便受けにまで放り込みに行きました。指示されていたのは「その際に郵便受けの中をぞき込み、他党のビラはそのまま良いが、自民党の候補のは抜いて捨ててしまえ」でした。これが自民党の選挙運動のやり方です。連中は党内でのランクが重要であり、派閥間の競争はすさまじいものです。ついでに書いておくと、投票日に帰郷中の大学寮の学生達の投票用紙が十枚ほど流れてきて、一人一人の名前と寮の住所を覚え、運動員の一人一人がなりすまし、勝手に投票することもやらされました。私は指

かず、当落すれすれの社会党議員候補の名前を書いて投票しましたが。これは自民党がいつもやっている不正投票の一例です。

こういうことが何の罪に問われないのに、なぜビラの投入が建造物侵入なのか。又、被疑者不明なのになぜ新聞発行者にまで責任が及び、ガサの対象にされるのか。これであれば、公安が自分達でバラ

まいておいていつでも捜索、押収ができることになってしまいます。これはもう破防法どころではなく、治安維持法の復活であり、不敬罪の復活です。大騒ぎすべきです。ムガリの人を

「殺してもいい」とわめきながら重傷を負わせた右翼ファシストが致傷で軽くされ一方で反天皇の奥崎謙三氏は殺人未遂で重刑が判決される世の中です。徹底し

た反撃をされんことを望みます。日本地盤事は四人のガサ被害の問題ではなく、全人民的な問題です。憲法で保障されているはずの基本的人権にかかる問題ですから。

一九八八年十二月八日

丸岡 修

目 次

| | | |
|--------------------|-----------------|----------------------------------|
| 一 重頭舌の事件 | 冒頭陳述書 | 昭和六三年一月八日 |
| 二 航空機の強取等の処罰に | 東京地方検察庁 | 第一 被告人の身上、経歴等 |
| 関する法律違反 | 検察官検事 | 第二 いわゆるドバイ事件（昭和六三年二月八日付け起訴状公訴事実） |
| 旅券法違反 | 山田 弘司 | 一 犯行に至る経緯等 |
| 右被告人に対する頭書被告事件につい | 杉山 大茂久 | 二 犯行の状況 |
| て、検察官が証拠により証明しようとす | 東京地方裁判所検事第一〇部 殿 | 3 事件の発生とその状況 |
| る事実は、左記のとおりである。 | | 2 ドバイ空港への着陸及び着陸 |
| | | 3 後の状況 |
| | | 4 被告人らの要求 |
| | | 10 |
| | | 12 |
| | | ドバイ空港離陸後の状況 |

| | | | |
|--|----|---|----|
| (+) ダマスカス国際空港への着陸と離陸の状況 | 12 | (+) ダマスカス国際空港への着陸及び離陸の状況 | 32 |
| (-) ベニナ国際空港への離陸と投降までの状況 | 14 | (-) ダル・エル・ベイダ空港着陸の状況 | 33 |
| 三 日本航空株式会社の被害状況 | 15 | 三 日本航空株式会社の被害状況 | 34 |
| 四 ベンガジ刑事裁判所における裁判の状況 | 16 | 第四 旅券法違反事件（昭和六二年一月一二日付け起訴状公訴事実）について | 34 |
| 第三 いわゆるダッカ事件（昭和六二年一二月二八日付け起訴状公訴事実）について | 17 | 一 犯行に至る経緯等 | 34 |
| 一 犯行に至る経緯等 | 17 | 二 被告人が伊良波秀男の戸籍謄本を入手した状況 | 39 |
| 二 犯行の状況 | 18 | 三 旅券不正取得の実行行為 | 41 |
| 1 事件の発生とダッカ空港着陸までの状況 | 18 | 四 他人名義旅券行使の状況 | 43 |
| 2 ダッカ空港への着陸と着陸後の状況 | 23 | 第五 その他情状 | 43 |
| 3 日本国政府に対する要求並びに同政府の対応等 | 25 | | |
| 4 日航特別機到着後の状況 | 27 | 第二 いわゆるドバイ事件（昭和六三年二月八日付け起訴状公訴事実）について | 43 |
| 5 人質交換等の状況 | 29 | 一 犯行に至る経緯等 | 43 |
| 6 ダッカ空港離陸後の状況 | 31 | 二 本件は、被告人が、赤軍から派生した日本赤軍及び「被占領地域の息子達」と称する組織に所属する者らと共謀の上、赤軍に関係する受刑者らの釈放及び活動資金の獲得等を目 | 43 |
| (+) クウェート国際空港への着陸及び離陸の状況 | 31 | 三 岡親美、母美智子の次男として出生し、同四四年三月大阪府立清水谷高 | 43 |

株式会社（以下「日航」と略称する）ことある。）の定期旅客機をオランダ王国スキポール空港離陸直後に強取しようと企て、外国人四名（以下、これをA、B、C、Dとする。）なお、後記のとおり、Aはペラルタ・カルロス、Bは女性でミセス・ペラルタとの偽名を名乗っていた。）とともにその実行部隊を編成して、敢行したものである。すなわち、被告人は日本赤軍の最高指導者である重信こと奥平房子の指示に基づき本件犯行の実行部隊に加わることになったものであるが、右被告人ら五名は、昭和四七年から同四八年六月にかけてバクダット近郊などにおいて、軽火器や爆発物の取扱いや航空機乗取方法等の訓練を受けた上、同年七月一六日ころフランス共和国に入国し、そのころ、パリ市内等において、これらの人々と最終的に本件犯行にする謀議を遂げた。そして、被告人ら五名は、けん銃、手りゅう弾など

の凶器を携帯し、それぞれ、ミヤザワハヤト（被告人）、ペラルタ・カルロス、ミセス・ペラルタ、アクバル・カツサム、キヤシー・アルなどの偽名を用い、入手していたパリ市内オルリー空港発東京国際空港（羽田）行き日航定期旅客四〇四便旅客機の航空券を使用し、同月二〇日夜（日本時間、以下同じ。）右オルリー空港から、乗客を装つて、同機（ボーイング七四七一二〇〇B型、機体番号JAハ一〇九号）に搭乗した。

二 犯行の状況

1 事件の発生とその状況

(一) 右旅客機は、昭和四八年七月二〇日午後九時一〇分ころ、オランダ王一空港を離陸した後、オランダ王國アムステルダム所在スキポール空港に着陸したが、その際、全乗客は給油のためいったん降機し、そして、全乗務員（デッドヘッドクルーを除く。）が交替し、同空

港からは、機長小沼健二、副操縦士高木修、機関士浦野清次、チーフパーサー宮下宣久ら乗務員二三人と被告人ら五名を含む乗客一二三人の計一四五人が搭乗し、同機は再び同日午後一一時三九分ころ、同空港を離陸した。

なお、同機は、一階に客席、二階前部に操縦室とラウンジがあり、操縦室には小沼機長、高木副操縦士、及び浦野機関士の三人が乗り組み、一方ペラルタ・カルロス（A）及びミセス・ペラルタ（B）の両名は、ペラルタ夫妻と称しふアーストクラスのシートに席をとり、被告人及びC、Dは、エコノミークラスのシートに席をとつていた。

(二) ベルト着用サインが消えた同日午後一一時五〇分ころ、A及びBはパーサー石井之貫らに対し、二階ラウンジの使用方を申し込んで、同ラウンジに上がった。

A及びBが同ラウンジの回転椅子に着席した後、宮下チーフパーサーが同人らに近寄り、Bの着席した椅子のボタン操作等を教示していた際、突如Bの所持していた手りゅう弾が爆発し、Bは即死し、宮下チーフパーサーも顔面等挫創、右鼓膜穿孔等の重傷を負う事態が発生した。

この時、同機は、前記スキポール空港から西北西約一五〇キロメートルの北海上空ブルーベル・インターチェクションに差し掛かったところであり、その高度は約二万フィート（約六、〇〇〇メートル）、時刻は同日午後一一時五五分ころであった。

(3) 右爆発直後、Aは、二階操縦室内に乱入し、「ハイジャック。ハイジャック。」と叫びながら、同室の小沼機長ら三人にけん銃を突き付けて脅迫した上、「パンパス（スキポール空港から約二四キ

ロメートルの無線標識局）へ戻れ。」などと命じた。さらに、Aは、

飛行可能時間に関する質問に正確に返答しなかつた浦野機関士に対し、その左前額部を所携のけん銃の台尻で殴打する暴行を加えたほか、操縦中の小沼機長に対し、「言うことを見れば乗務員、乗客の安全を保証する。」と申し向けて脅迫した。

その後、Aは、高木副操縦士に對して、「下に降りろ。」と命じて、同人をホールド・アップさせたまま操縦室から客室へ立ち退かせ、浦野機関士を副操縦士席に移らせたが、その隙に、小沼機長は、いわゆるハイジャックコードを發信した。

(4) Aは、操縦室内から機内放送により、英語で、「この便はハイジャックされた。新しい機長はカッサムだ。」と宣言した上、エコノミークラス客席の被告人帶びC、

Dに対し、各コード番号で呼び掛けを行い、被告人及びC、Dは、これに呼応し、けん銃及び手りゅう弾を所持して客席から立ち上がり機首方向に走り出し、まず前記ラウンジに駆け昇つて、Aが操縦室を制圧したことを見認した後、再び客室に降り、ファーストクラス席近辺の乗務員・乗客に対し、それぞれ所持したけん銃の銃口を向け、かつ、手りゅう弾を示し、「座れ。動くな。両手を上げろ。」「この機は完全に制圧した。」など怒号して脅迫し、引き続き、客室前方のインターーホーンを使用して、機内放送を通じ、まずDが英語で、続いて被告人が日本語で、「我々は被占領地域の息子達と日本赤軍である。我々がこの飛行機を完全に支配している。我々の指示に従え。座席に座り、手を上げろ。動くな。」と告知して脅迫した。その後Dは、高木副操縦士や

石井パーサーらに乗客名簿の提出を執拗に求めたが、同人らが、同名簿は機内にはない旨返答し続けたため、高木の右側頭部を手りゆう弾の底部で数回殴打したほか、

石井の頭部をけん銃の台尻で殴打するなどの暴行を加えた。

その後、被告人及びC、Dは、順次機内を回りながら、客室内の乗務員・乗客に対し、それぞれ所持したけん銃の銃口を向け、かつ、手りゆう弾を示しながら、「座れ。動くな。手を上げて頭の後ろに回せ。」などと命令して客室内を制圧した上、前同様機内放送を通じ、Dが英語で、被告人が日本語で、「パスポート、ラジオ、カメラ、テープレコーダー、武器は通路に投げろ。すべての行動は我々に従え。指示に従えば安全は保証するが、従わない者は処罰する。」などと脅迫した。

この間、C及びDは、スチュワ

ーデス市村あや子の首筋を手で殴打し、また、スチュワード平賀銳一の頭部を手拳で小突き、顔面をけん銃の台尻で殴打して同人の口中に出血させた。

こうして、被告人ら五名は、機内の乗務員・乗客全員を抵抗不能の状態に陥らせ、小沼機長らをして被告人らの命ずるままに同機を航行させるのやむなきに至らせた。

(4) 一方、操縦室内を制圧したAは、地上との交信マイクを取り上げて、同月二一日午前零時八分ころ、アムステルダム航空交通管制センターに対し、英語で、「被占領地域の息子達が通告する。その一組織であるイブラヒム・アブル・ダヒアが、パリ発東京行日航四〇四便ジャンボジェット機を完全に接収した。」旨のハンジャック宣言をし、更に、小沼機長に、「ドルトムント（西独ドルトムント近郊の無線標識局）へ行け。」

と命じ、以降、指示した無線標識局に近付く度に次の目標である無線標識局を指示し、各国上空で、アラブ圏に入るまではAが、アラビア語で、アラブ圏ではCが、それぞれ英語あるいはアラビア語で、当該国の航空交通管制センターに對しハイジャック宣言をしながら、同機をして、フランクフルト、チューリッヒ、フローレンス、アティネ、ニコシア、ダマスカス、バクダッド、バハレーン等の各上空を航行させ、結局、同日午前七時一〇分ころ、被告人らの命令どおり、アラブ首長国連邦ドバイ国際空港に着陸させた。この間、同機が西独上空を航行するところから、Aのほか被告人、C、Dらも、操縦室内に入れ代わり立ち代わり入室するようになつたが、その際被告人は、小沼機長から、英語で、「日本語を話せるか。」と聞かれたのに対し、英語で、「余計な口

をきくな。」と言つて、その右頬を手拳で一回殴打する暴行を加えた。このほか被告人は、同空港着陸直前、機内放送を通じ、英語及び日本語で、「ドアに爆弾を仕掛けた。危ないから近付くな。」などと告知して威嚇した上、共犯者とともに、同機の各乗降口に爆発物を設置し、着陸と同時に、けん銃を構え、手りゅう弾を示して、客室内の乗務員・乗客らに両手を上げさせ、これらの者が降機する機会を与えないように制圧し続けた。

2 ドバイ空港への着陸及び着陸後の状況

ドバイ空港着陸後、Aは、小沼機長及び浦野機関士を連れて客室内に降り、操縦室内にはC一人が残り、Cは同空港管制塔に対し、アラビア語で、「飛行機に近付くな。もし誰か近付こうとすれば飛行機を爆破する。」旨警告した。

2時10分ころ、負傷した宮下チーフパイサ¹及びBの死体を同機から降ろし、その後は、管制塔に着いたアラブ首長国連邦国防大臣シェイク・モハメッド・ビン・ラシードと交信を始め、同大臣から婦女子の解放を

求められたのに対しこれを拒否し、その一方で、食料、水、エアコン車、外部電源車及び燃料補給を順次要求し、食料搬入時等には、客室内の乗務員・乗客に両手を頭の上に上げるよう命じた。そして、被告人らの許可がない限り席から動くことを禁じ、乗務員・乗客数名に対し前同様の暴行を加えるなどして、機内を制圧していた。

3 被告人らの要求

(1) 他方、被告人らは、あらかじめ

意思を通じていた氏名不詳者をして、この間の同月二〇日午後七時四〇分ころから同月二二日午前一〇時三〇分ころまでの間に、東京

時一〇分ころ、負傷した宮下チーフパイサ¹及びBの死体を同機から降ろし、その後は、管制塔に着いたアラブ首長国連邦国防大臣シェイク・モハメッド・ビン・ラシードと交信を始め、同大臣から婦女子の解放を

求められたのに対しこれを拒否し、その一方で、食料、水、エアコン車、外部電源車及び燃料補給を順次要求し、食料搬入時等には、客室内の乗務員・乗客に両手を頭の上に上げるよう命じた。そして、被告人らの許可がない限り席から動くことを禁じ、乗務員・乗客数名に対し前同様の暴行を加えるなどして、機内を制圧していた。

都内で、「被占領地域の息子達」を差出人名義とする「パリ発東京行き四〇便ジャンボジェット機は、われわれのコマンドの完全な支配下にある。コマンドは、我々からの新たな指示がない限り、世界標準時七月二三日午後一時（日本時間同日午後一〇時）に飛行機を爆破する。我々の組織は、あなた方が、①身代金合計三九億九、八〇〇万円をイエメンのアデンで支払うこと、②松田久及び松浦順一を釈放してドバイに着陸した同機まで移送することとの二つを実行するなら、航空機・乗務員・乗客を解放する。」旨の日航東京支店宛の英文の脅迫状を投函させ、これは同月二三日正午ころ、同支店に郵送された。

なお、松田久は、横浜銀行相武台出張所強盗事件等で懲役八年（昭和四八年一月二三日確定）に処せられ、当時宮城刑務所に服役

中であり、また、松浦順一は、米子相互銀行強盗事件等の被告人として当時、鳥取刑務所に勾留中であつた。

日航では、既に回答期限が迫つており、同期限内に右要求事項をそのまま実行することは不可能であつたことから、被告人らと交渉

するため、同日午後六時四〇分ころ、ドバイ空港管制塔内に待機したいた日航職員に対し、その全文を伝えた。

(イ) 同脅迫文の内容を知らされた前記アラブ首長国連邦国防大臣は、同日午後一〇時ころ、同管制塔から、同脅迫文の要旨を被告人らに伝えた上、「君達が要求するいかなる金額にも、いかなる事柄にも応じよう。」と呼び掛けた。しかし、被告人らは、「我々は指令部からの指令を待っている。」と繰り返すのみで、燃料・食料等の補給以外には何ら具体的な要求を出

4

ドバイ空港離陸後の状況

(ア) ダマスカス国際空港への着陸の状況

その後、被告人らは、同機をバクダッド国際空港に着陸させるべく同空港管制塔に対し着陸許可を求めたが、これを拒否されたため、同機の針路をシリア・アラブ共和国ダマスカス国際空港方向へ変更させた。そして同空港上空で、同空港管制塔に対し、「給油のためだけの着陸である。」旨交信して着陸許可を受け、同日午前八時四十五分ころ、被告人らは、再び各乗降口に爆発物を設置し、こもごも

さないまま、同月二四日午前四時すぎ、Bの死体を再び機内に搬入させて、客室内の乗務員・乗客に両手を上げて頭の後ろに組むよう命じた上、同機を同空港に着陸させさせた。

目的地を明示しないまま、ほぼ丸三日ぶりに同機を同空港から離陸させた。

(イ) 着陸後、被告人らは、小沼機長に最終目的地がベンガジである旨を告げてベンガジまでの燃料計算をさせた上、同空港において同機の給油を受けた。その際、同空港係員らがジャンボ機への給油に慣れであったため、浦野機関士を降機させ、同機関士をして給油の指導に当たらせたが、その間被告人において同機関士にけん銃を突き付けて監視していた。そして、燃料補給後の同日午前一一時五八分ころ、被告人らは、小沼機長らに命じて、同機を同空港から離陸させた。

(ウ) ベニナ国際空港への着陸と投降までの状況

被告人らは、同機をリビア・ア

ラブ共和国ベンガジ方向に航行させ、ベンガジ所在のベニナ国際空港上空で、同空港管制塔に対し、着陸許可を求め、その許可を得た。

同空港着陸直前の同機内において、Dは英語で、「我々は日本とアメリカの帝国主義、ドイツのファシズムに反抗するために戦つてゐる。」旨の演説をし、また、被告人は日本語で、「日本政府に同志の釈放と金を要求したが、二つとも拒否されたので、着陸三分後にこの飛行機を爆破する。すべての責任は日本政府にある。」旨の演説をした。さらに被告人らは、乗務員らに、乗客に対して緊急脱出の方針についての説明をさせた上、機体爆破の準備をし、爆破効果を高めるために、乗務員・乗客からウイスキー等約三〇本を集め前記ラウンジまで運び上げさせた上、同日午後三時三分ころ、同空港に同機を着陸させた。

同空港着陸後、被告人らは、直ちに乗客らを各乗降口のエアーシュートで機外に脱出させた上、同機を爆破炎上させた。

乗務員・乗客らは、右脱出時間が極めて短時間、かつ、異常であったため、そのほとんどが靴を脱ぎ捨て着のみ着のままで脱出しておらず、混乱の中で負傷した者もあり、財産的損害もかなりのものがあつた。

被告人ら四名は、この後、事件の責任は日本政府にある。」旨の発生から五日目の同日（七月二十四日）、同国官憲に投降しその拘束下に入った。

三 日本航空株式会社の被害状況

爆破された本件航空機は、日航

が、昭和四七年三月三日に購入したもので、その取得価格は七五億三、四八八万六、九二四円であり、取得後に設置した機内装備品を含めた爆破当時の帳簿価格は六〇億

同空港着陸後、被告人らは、直ちに乗客らを各乗降口のエアーシュートで機外に脱出させた上、同機による損害のほか、同機で予定していた定期便のキャンセル、あるいは、代替機の購入を余儀なくされたことなどによつて、多大の損害を受けた（ただし、右損害のうち機体事故につき六三億九、六〇〇万円、乗客乗員に対する見舞金二、九八六万円、乗客の負傷者に対する治療費一六万六、九四五円、合計六四億一、六〇二万六、一九四五円が、その後、保険金によつて支払われている。）。

（次号につづく）

第一回丸岡裁判を傍聴して

89年十一月に逮捕された、日本赤軍丸岡修さんに対する初公判が十月十一日に開かれた。当日東京地裁周辺は、傍聴者をはるかに上回る、騒ぞうしい制服・私服の警備陣で固められていた。

傍聴席は四十数席だが、報道関係者に約半分があてられている。残る二十一席にもすでに週刊誌やテレビ局などのマスコミ関係者が並んでいる。

一時十五分開廷で、十二時三十分に抽選が始まった。運よく当たった人たちは手荷物を強制的に預けさせられ、警備陣の監視下六階の法廷入口へ。当日六階では他の公判は一切なく、制服警官と私服の公安がウロウロしている。ともかく異常な雰囲気だ。ここで金属探知機をくぐらされ、更には、ご丁寧にも探知棒で体をナメまわされるという、二重、三重の過剰警備を経て、やっと法廷へ。

開廷後、弁護団と検察との間で、起訴状に対する、求釈明、釈明がくり返されている時、丸岡さんを警備してきた、東京拘置所の延吏が急に立ち上り、裁判長に対し、弁護団と丸岡さんとの間での求釈明書、釈明書の受け渡しを指して、上ずつた声で「これは違法行為である」と血迷った発言を行った。これをうけて、裁判長（松本）も「文書を渡す場合は一

言断つてからするように」と、法廷内でも当然にも認められている、被告と弁護団の交通権を著しく侵害する発言をしたのである。これに対し、弁護団は当然にも激しく抗議。何ら法的根拠のないことを言つた裁判長はシドロモドロ。だいたい延吏にこのような発言を許すこと自体が大問題である。

その後、丸岡さんの意見陳述が行なわれた。丸岡さんは罪状をキッパリ否認して、反動化した司法下では裁く権利はないとして、革命無罪をうつたえた。第一回公判は時間も足りず、冒陳の続きは次回公判へまわされた。

第三回公判を傍聴して

いのだろう。四階の法廷がある廊下には、
「立入禁止」の看板。そのうしろには、
十人余りの制服がたむろしている。風呂敷包みを抱えた弁護士風の男が、「これ、
何の裁判?」と、眼を丸くして立ち去る。
威圧的な裁判所の中でも、やはり異様な
風景なのだろうか。近づくと、職員が、
高圧的に「傍聴券は持ってるか!」とにらむような眼つき。それだけで、気持ちがすくんでしまう。そして腹が立つ。
四角いゲートが、廊下に設置された。
金属探知機だ。カギ・ライター・お金（コイン）・タバコ（銀紙に反応する）など、金属（かねめ）のものを係りに預ける。お札を出したおじさんもいた。そしてゲートをくぐる。「一、三段の階段があるから上るというべきか。いやな気持ち。（…そうかここは国境なのだ。国境は、その国を鮮明にする。）これから何回に比べ救援関係の人が多い。抽選もなく、全員はいることができた。

しかし、どうしてこんなにものものしきれない。それが取り除かれるまでは。

* * *

この日は、検察側提出の証拠に対する

弁護側の認否。その前に冒頭陳述に対し

て弁護側が求証明したが、検察側はまつたく応じない。裁判所も一向に応じない。

そこで證拠に対する認否となつた。弁護側は先ず、公訴時効に関する資料についてその取調べに異議を述べた。しかし裁判所はいとも簡単に取調べてしまつた。

「ドバイ事件」について、弁護側は大体不同意とした。次回からは証人調べとなつた。この日はトピック

検察が提出した証拠書類（甲号証）に

ついて、弁護側が口火を切る。

「甲号証の一部が、原本だから認められない。原本を出すべきだ。もし、原本を出せない理由があるなら、それを示すべきだ。」と、発言。（原本とは証拠物＝原本の写し・コピー）

ところが、検事こう答える。

「それは検察の裁量の範囲内にある。」

「原本をだそうが、謄本であろうが検察

（こちら）の勝手よ」と言うわけだ。

弁護士「それはおかしい。より真実性

の高い証拠（もの）を出すのは、裁判の原則からいって、当然のこと。それとも、原本はないのか？」

検事「原本があるかどうかも言う必要はない。」と意地をはる。

このころから傍聴席からは、くすくすと笑い声。どっちが理が通つてか誰の目にも明らかだ。なのに、裁判長（松本）は、全くはつきりしない。検事側に追従しながらも双方の意見を橋渡ししていただけだ。

弁護側の理づめの攻撃に、とうとう検事、「原本はあるけど、出す必要はない。」と、このあとから表情がはつきりしてきんと？！

すごい勢いで立ち上がり、舟木弁護士「裁判所は、検察になめられてる。」

と、裁判長を一喝。傍聴席、笑いを押さえられない。裁判長が「静かに」と静止させるが、それはもはやコッケイという

それまでなりゆきを見ていた若い裁判官は、たまりかねてか裁判長にひそひそ

耳うち。結局、三十分の合議ということ

で、休憩となつた。勝負あり。検事側の

再検討ということになり、次回（四回公

判）において謄本は原本と差しかえるこ

とが決まった。

この論議だけで三十分の時間を費やした。

意地とメンツにこだわった、この検事、これ以後どうも精彩に欠ける。また裁判長の方は、それまで、丸岡さんの冒頭陳述の時など眠ったような顔をしていたけ

ど、このあとから表情がはつきりしてきてたと思うがどうだろう。

権力で威圧（おどか）し、権威を演出（とりつくつて）している裁判（じょくば）所の検（はたらく）事、裁判（ひとたち）官の一面の姿をみた。

運営する政治家が政治の成程（じせい）で、十人十色の問題を抱えながら、運営するが、それはもはやコッケイといふもの。